

愛川町空き家社宅転用取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社宅として使用するために空き家を取得した法人が、従業員を居住させた場合に、愛川町空き家社宅転用取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 愛川町空き家バンク事業実施要綱（平成27年4月1日施行）の規定により、空き家バンク登録台帳に登録された居住用家屋をいう。
- (2) 法人 町内に事業所を有し、法人格を有する民間事業者をいう。
- (3) 従業員 法人と無期限の雇用契約を締結している者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人名義で空き家を購入し、社宅として使用する法人
- (2) 3年以上社宅として使用する見込みである旨の誓約書兼町税納入状況確認同意書（第1号様式）を提出した法人

(補助対象の除外者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が町税の滞納者である場合又は愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有する者が法人の役員に含まれる場合
- (2) その他町長が適当でないと認めた場合

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、空き家に係る売買契約書に記載された代金総額の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とし、30万円を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 申請者は、従業員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入又は同法第23条に規定する転居の届出を行った日の翌日から起算して90日以内に、愛川町空き家社宅転用取得費補助金交付申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 登記事項証明書又は登記受領証
- (3) 第3条第2号に規定する誓約書兼町税納入状況確認同意書

- (4) 空き家に入居する者の住民基本台帳確認同意書
- (5) 法人役員等一覧表
- (6) 従業員が在籍していることを確認できるもの
(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、愛川町空き家社宅転用取得費補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の決定通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、愛川町空き家社宅転用取得費補助金請求書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付を受けた当該空き家に従業員が入居後、3年以内に転居又は町外へ転出したとき。ただし、居住していた従業員が退去した年度内に、他の従業員が入居する場合はこの限りでない。

- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、補助金の交付日から起算して5年を経過する日までに、交付決定者に町税の滞納があったときは、補助金の全部を取り消すことができる。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、愛川町空き家社宅転用取得費補助金交付取消通知書（第5号様式。以下「取消通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

4 町長は、前項の取消通知書を受けた者から再度、申請書の提出があったときは、受理しないことができる。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、愛川町空き家社宅転用取得費補助金還付命令書（第6号様式）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額は、従業員の居住年数により別表のとおりとする。

2 町長は、前条第2項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、愛川町空き家社宅転用取得費補助金還付命令書（第6号様式）により補助金の全部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

居住年数	返還（納付）金額
1年未満	補助金の100%
1年以上2年未満	補助金の80%
2年以上3年未満	補助金の60%